2025.4

名護市販路拡大出展支援事業　募集要項

１．事業の概要

（1）目的

市内で製造業、小売業、飲食業、サービス業等を営む中小企業者・小規模企業者に対し、県内外および海外の販路開拓及び拡大をする際の出展費用の一部を補助することにより、魅力ある市産品の発信及び販売促進を図ることを目的に、「名護市販路拡大出展支援事業」を実施します。

（2）事業の仕組み

事業の仕組みは、以下のとおりです。

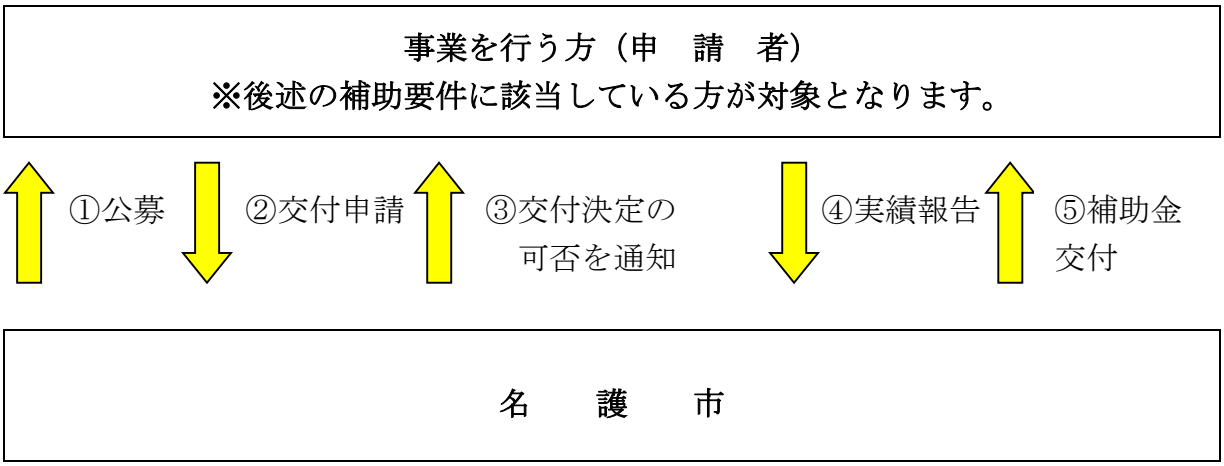

２．補助対象者

県内外で開催される物産展、販促イベント等で市産品及び特産品の出展及び出品による販売促進を図る、市内の製造業、小売業、飲食業、サービス業等を営む中小企業者・小規模企業者。補助事業の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

（１）市内に主たる事務所又は事業所を有する者（名護市内に事務所登録、営業届等の手続きが済んでいる者）

（２）法人市民税又は市税に滞納がない者

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1号)に定める営業を行う者でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者ではないもの

（５）補助事業を適確に遂行するに足りる能力を有する者。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないもの

（６）出展及び出品する市産品及び特産品は、市内で生産又は市内で生産された物を使用して加工を行った農林水産物、加工品、工業製品等であること。

（7）その他市長が不適当と認める事業者でないこと

３．対象となる経費

補助内容	補助対象経費
物産展、販促イベント等への出展	物産展や販促イベント等に出展する場合に必要な経費で、次の各号に掲げるもの (1)出展費　(2)会場設営費　(3)商品搬送等経費 (4)交通費及び宿泊費　(5)パンフレット等の制作費 (6)その他、出展販売促進等に関する経費

備考１　補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

２　補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けた場合、補助対象外とする。

３　売上げに係る販売手数料は、補助対象外とする。

４　航空機を利用する場合、クラスJ、プレミアムクラス料金は、補助対象外とする。

５　パンフレット等の制作費については物産展、販促イベント等に出店する場合のみ使用する制作物に関わる経費のみ対象とする。

６　交付決定前に実施（契約・支払・予約等を行った場合も含む）した経費については、補助対象外とする。（ただし、展示会等への出展の申込みについては、請求書の発行日や支払日が交付決定日以降であれば、交付決定日より前の申込でも補助対象となる。）

４．補助の交付要件及び補助金の額

（1）交付要件

県内外で開催される物産展、販促イベント等で市産品及び特産品の出展及び出品に要する出展費用を補助します。

（2）補助対象期間

補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の３月15日までとする。

（3）補助金の額

対象となる経費の合計額の２/３の額を限度とし、10万円以内とする。

（ただし予算の範囲内で交付。また、同一事業者の交付は当該年度につき、１回限りとする。）

（4）補助金の交付申請

補助金の交付の申請をしようとする申請者は、必要な書類を提出してください。

（５）必要書類

① 交付申請書　　（様式第１号）
② 事業実施計画書　（様式第２号）
③ 出展する物産展、販促イベント等の出展要綱
④ 出展申込書（受理済み）の写し
⑤ 申請者が個人事業主の場合、市内に主たる事務所又は事業所を有することが証明できる開業届け又は確定申告書の写し
⑥ 申請者が法人事業主の場合、定款及び登記簿謄本
⑦ 会社案内等事業概要の確認ができる資料
⑧ 法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する書類（完納証明書）

５．応募について

（１）応募方法

以下の提出書類を持参または郵送にて**名護市　商工・企業誘致課**へ提出してください。

・正本（申請書・提出書類一式）　：　１部（片面印刷）

※申請書類は名護市　商工・企業誘致課ＨＰからダウンロードできます。
（　https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024041800014/　）

（２）応募期間及び交付上限件数

	応　募　期　間	交付上限件数
前期	令和７年５月１日（木）～令和７年８月 29 日（金）	８件
後期	令和７年９月 10 日（水）～令和７年 12 月 12 日（金）	８件

受付時間：土・日・祝日を除く午前８時30分から午後５時15分まで
予算に達し次第、応募は終了となります。

※注意事項

①書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、申請書類等の確認を必ずしてから提出してください。
②ＦＡＸ及びメールによる提出は受け付けません。
③なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

（３）申請に関する注意

①応募に関しては、一申請者１件とします。
②交付決定された場合でも、補助金交付額は、審査、査定などの結果、申請額と異なる場合があります。

（４）提出先及び問い合わせ先

〒905-0014　沖縄県名護市港二丁目１番１号　名護市民会館２階
名護市　商工・企業誘致課　商工係
TEL：0980-53-7530

受付時間：8：30　～　17:15（土・日・祝祭日・12：00～13：00は除く）

６．審査及び交付決定

（１）審査方法

申請された事業内容について、内容を審査し補助金を採択します。

（２）交付決定

交付の決定は、市から申請者に通知します。

（３）交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。